

(料金改定等のお知らせ)

「総合事業・訪問型サービス」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所：あすなら苑訪問介護

※各サービスの利用単位数に地域単価を乗じた金額が利用料金になります。

※郡山市（6級地）の1単位あたりの地域単価 **10.42円**

①訪問介護相当サービス 週1回程度の利用（事業対象者、要支援1・2）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
月4回までの場合、1回当たり（1単位の増加）	267単位	2,782円	279円	557円	835円

②訪問介護相当サービス 週2回程度の利用（事業対象者、要支援1・2）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
月8回までの場合、1回当たり（1単位の増加）	271単位	2,824円	283円	565円	848円

③訪問型サービス 週3回程度の利用（要支援2のみ）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
月12回までの場合、1回当たり（1単位の増加）	286単位	2,980円	298円	596円	894円

④加算料金

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（注:1）	200単位	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算/月（注:2）	100単位	1,042円	105円	209円	313円
サービス提供充実加算（週1回）/1回につき	26単位	271円	28円	55円	82円
サービス提供充実加算（週2回）/1回につき	22単位	229円	23円	46円	69円
サービス提供充実加算（週3回）/1回につき	7単位	73円	8円	15円	22円

注:1 初回加算

1.はじめて予防介護訪問型サービスを利用する場合

2.過去2か月に介護予防訪問型サービスを利用していなかった場合

*初回または初回の属する月に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

注:2 機能向上連携加算

訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に計画

利用者宅を訪問し、両者の共同による介護予防訪問型サービス書を作成することで加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）新規	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）新規	所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に20.0%（13.7%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に17.9%（13.7%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（本人・家族・代理人） ㊞